

平成 27 年 12 月 11 日

指定管理者の指定について

(練馬区立光が丘高齢者センターおよび練馬区立光が丘デイサービスセンター)

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立光が丘高齢者センターおよび練馬区立光が丘デイサービスセンターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

なお、両施設は同一の建物内にあるため、指定管理者の選定は一括して行っている。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団

(2) 所在地

東京都練馬区光が丘六丁目 4 番 1 号

(3) 代表者

理事長 西村 奨

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成27年 4 月17日 第 1 回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5 月15日 平成27年度第 1 回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシ

	一トに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)
7月1日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
7月10日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
7月24日	企画提案書受付(経営状況に関する部分)
7月27日	経営診断委託
8月7日	企画提案書受付(事業計画に関する部分)
8月28日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)
11月10日	平成27年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、質の高いサービスの提供が期待できること、利用者の意見・要望を反映した施設運営が行われていること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が練馬区立光が丘高齢者センターおよび練馬区立光が丘デイサービスセンターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

事業効率の状況については、この3年間において一層の事業の改善向上が図られている。

経営の安全性については、分析指標、財務諸表の内容をみても、特に経営に支障を生じるようなリスクは見当たらなかった。

総合的に事業内容、経営指標の推移、財務諸表の推移をみた結果、今後も事業は堅調に推移すると考えられ、事業を阻害するようなリスクは現時点では生じておらず、

概ね事業状況は良好である。

(2) 団体運営の透明性・公正性

団体として個人情報保護規程および情報公開規程が整備されており、公正に運用されている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

法令等遵守管理規程、監査規程などを定め、全職員への周知を図るとともに適正に運用している。さらに個人情報内部監査などを通し、団体内での実地指導を行っている。雇用に関する法令を遵守するため、労務管理に関する研修に参加している。

また、理事会の構成が親族等に偏らず適正であり、理事会は定期的に開催されている。

(4) 運営実績

平成18年4月から練馬区立光が丘高齢者センターおよび練馬区立光が丘デイサービスセンターの指定管理者として管理運営を行っており、その間の利用者アンケートの結果は、良好な評価となっている。

また、特別養護老人ホーム4か所、軽費老人ホーム、都市型ケアハウス、デイサービスセンターを運営するほか、地域包括支援センター、敬老館の管理運営業務、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所の運営など、高齢者福祉分野において十分な実績があり、今後も安定した運営を行う能力を有している。

(5) 効率的運営・効率化への取組

高齢者センターとデイサービスセンターでは専門職種や事務職員を兼務配置し、高齢者センターの所長も同一施設内にある光が丘区民ホールと兼務配置するなど、一体的な運営、効率化に取り組んでいる。

また、清掃業務、給食調理業務の再委託や法人経営会議における月次決算分析による収支管理により、効率的な運営に努めている。

(6) 受託への熱意・意欲

いずれの施設も介護予防に努め、施設内だけではなく家庭でもできる効果的な運動方法の指導を機能訓練指導員が作成し、利用者の運動器の機能向上を支援することで、在宅での生活を継続する取組をしている。

また、デイサービスセンターでは、医療的ケアが必要な中重度者の受入れなどの提案があり、受託への熱意・意欲が高いと認められる。

(7) 施設管理の安全性への配慮

事故分析や防止策を検討するリスクマネジメント委員会や事故事例検討会を設置し、ヒヤリハット、事故、苦情等の情報を検証することで安全なルール作りに取り組むなど、危機管理体制の充実を図っている。

また、区民センターと連携し、日常点検を徹底している。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、法人内にサービス向上担当課を設置しているほか、第三者評価の受審により、利用者の意見・要望を反映したサービス向上に取り組んでいる。

法定数を上回る介護職員を配置し、きめ細かい介護が可能な体制を確保している。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

苦情解決マニュアルを作成し、苦情・事故発生時から是正、再発防止策の策定まで継続した取組を迅速に行っている。その他の苦情窓口として、団体本部、第三者委員を設置している。

また、内部の実地指導によって職員のコンプライアンスの徹底を図り、利用者への公平公正な対応を進めている。

(10) 職員の育成

法人が運営する「練馬介護人材育成・研修センター」事業のノウハウを生かし、施設内研修、法人外の研修派遣など重層的な研修体制を構築し、職員の資質向上への取組を計画的に行っている。

(11) 団体の理念・姿勢

「ありのままのあなたを大切にします」を介護サービス理念とし、各事業所において職員の接遇指針と合わせ毎日唱和するとともに、ホームページや施設への掲示、施設案内などにより利用者へ周知を図っている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

職員の採用について、引き続き区民雇用を推進する考えがある。また、業務の再委託や物品の購入に当たっては、区内事業者の活用に努めている。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者である。

(14) 事業等の提案

法人全体および施設において、利用者の自立支援の推進に向けた取組のほか、趣味活動やボランティア活動のプログラムの拡充、常勤の機能訓練指導員を配置することでの生活リハビリテーションの充実、職員の資質向上へのさらなる取組、地域との交流・連携の推進など、具体的で優れた提案がある。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立光が丘高齢者センターおよび練馬区立光が丘デイサービスセンター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	4点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	5点
14 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容	10点	8点
合 計	100点	81点